

# 七飯町強靱化地域計画

令和2年12月  
(令和4年5月改定)

## 【目次】

### 第1章 はじめに

- 1 国土強靱化の背景 ..... 2
- 2 強靱化の基本的な考え方 ..... 2
- 3 取組を推進するための方針 ..... 2

### 第2章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 ..... 4
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 ..... 4
- 3 評価の実施手順 ..... 5
- 4 評価結果 ..... 6

### 第3章 七飯町強靱化のための施策プログラム

- 1 施策プログラム策定の考え方 ..... 16
- 2 施策推進の指標となる目標値の設定 ..... 16
- 【七飯町強靱化のための施策プログラム一覧】 ..... 17

### 第4章 計画の推進管理

- 1 計画の推進期間等 ..... 26
- 2 計画の推進方法 ..... 26

## 第1章 はじめに

### 1 国土強靱化の背景

わが国では、2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。また、北海道においては、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」が2015年3月に策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

このようなことから、七飯町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、七飯町の持続的な成長を実現するために必要であるとともに、国・北海道全体の強靱化を進める上からも不可欠な課題であることから、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

よって、七飯町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「七飯町強靱化地域計画」を策定する。

### 2 強靱化の基本的な考え方

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、第5次七飯町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

<七飯町強靱化の目標>

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

### 3 取組を推進するための方針

七飯町強靱化地域計画は、町民や関係機関等との協働により進めるとともに、庁内各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた取組を推進す

る。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要に応じた事業の見直しを行うなど効果的に推進する。

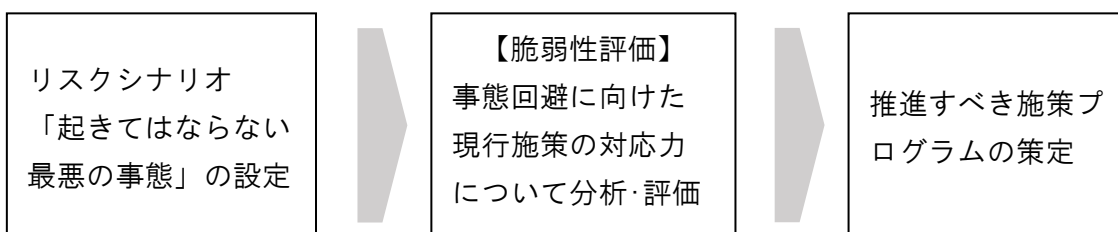
## 第2章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

七飯町としても、本計画に掲げる七飯町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、七飯町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・また、国土強靱化への貢献という観点から、町内での大規模自然災害に加え、町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた七飯町の対応力についても併せて評価

### 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

リスクシナリオは、国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」と整合性を図るとともに、北海道及び渡島管内各市町と一体的な取組ができるものとする。また、七飯町の地域特性等を踏まえ、施策の重複などを勘案し、区分の整理・統合・絞り込み等を行うこととする。

以上のことから、七飯町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、北海道強靱化計画を参考に7つのカテゴリと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

### 3 脆弱性評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行対応力について、分析・評価を行った。

課題の評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用するとともに、指標のうち特に重要と思われる指標については、七飯町強靱化のため施策プログラム一覧において重点業績評価指標（KPI）として設定した。

## 4 脆弱性評価結果

プログラム及び施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、次のとおりです。

### 七飯町強靱化に関する脆弱性評価

#### 1. 人命の保護

##### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

###### 【評価結果】

(住宅・建築物等の耐震化)

・住宅の耐震化率は73.5%、多数利用建築物の耐震化率は75.9%（平成22年時点）であり、一定の進捗がみられるが、一定規模以上の建築物に対する耐震診断が義務付けられていることなどを踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、大規模施設建築物などは、耐震診断や改修等が補助対象となっていることから、早急な耐震化を促進する必要がある。

また、木造住宅の耐震診断にかかる補助制度の活用を促進する必要がある。

・多くの住民が利用する公共施設の耐震化は進捗途上であり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化を促進する必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

・町営住宅の多くは老朽化がすすんでいるため、住宅の長寿命化改修工事がすすめられている。また、維持保全を行っていく予定である建物についても一部劣化がみられることから、計画的な修繕・改善により長寿命化を図る建物の判別など、事業計画に基づく、中長期的なストックマネジメントが求められている。

・民間建築物の老朽化対策として、国の支援制度を活用するなどし、老朽化した建築物の改修・建替えや空き家対策を促進する必要がある。

(避難場等の指定・整備)

・指定避難所及び指定緊急避難場所が指定されているが、指定された避難所の整備の水準、収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について適時見直しを行う必要がある。

・災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備などにより、「自助」・「共助」の取組が最大限発揮できるよう促すことが必要である。

・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所についても、指定は進められているものの、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築を進めるとともに、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。

・災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

・救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、引き続き整備を推進する必要がある。

(防火対策・火災予防)

- ・火災の未然防止や被害軽減を図るため、引き続き火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・住宅の耐震化率 73.5% (H22)
- ・多数利用建築物の耐震化率 75.9% (H22)
- ・公営住宅長寿命化改修率 46.88% (R1)
- ・避難所マニュアルの作成 未作成 (R2)
- ・町道改良率 73.8% (R1)

## 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

**【評価結果】**

(警戒避難体制の整備等)

- ・北海道駒ヶ岳火山防災協議会との連携を図り、火山防災ハザードマップ、火山避難計画及び駒ヶ岳火山防災ハンドブックの適時更新など、警戒避難体制の強化を図る必要がある。

(砂防設備等の整備)

- ・土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備が進められているが、さらなる整備を進めるため、緊急性の高いものから北海道へ整備について要望していく必要がある。

(土砂災害警戒区域の指定)

- ・土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査が完了している箇所について、指定を推進する必要がある。また、ハザードマップ作成などの促進や避難の実効性を高めるためのわかりやすい情報発信などを行い、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・駒ヶ岳火山防災ハンドブックの更新 H21更新
- ・防災ハザードマップの更新 未更新 (H25作成)

## 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

**【評価結果】**

(洪水ハザードマップの作成)

- ・道が発表する洪水浸水想定区域図や水防法改正に合わせ、適時ハザードマップの改訂を行う必要がある。
- ・道が指定した久根別川に係る水害対応タイムラインの作成を進める必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- ・近年大雨災害で被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ・排水路などの河川施設の長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められる。



**【指標（現状値）】**

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ・ 防災ハザードマップの更新  | 未更新（H25作成） |
| ・ 水害対応タイムラインの作成 | 未作成（R2）    |
| ・ 定期パトロールの実施    | 不定期実施（R2）  |

**1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生****【評価結果】**

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- ・ 暴風雪による通行規制や復旧見込みの情報など、各道路管理者（国、道及び町）が連携し、地域住民のほか観光客を含め、きめ細やかに提供する必要がある。

（除雪体制の確保）

- ・ 各道路管理者（国、道及び町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、除雪機械の老朽化のほか、排雪の堆積場の確保など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

**【指標（現状値）】**

- |        |             |
|--------|-------------|
| ・ 除雪延長 | 269.6km（R2） |
|--------|-------------|

**1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大****【評価結果】**

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- ・ 避難所等における冬季防寒対策資材として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進する。

**【指標（現状値）】**

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| ・ 冬季防寒対策資材の備蓄数 | 毛布 744枚、発電機 13台、ストーブ 26台（R2） |
|----------------|------------------------------|

**1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大****【評価結果】**

（関係機関の情報共有化）

- ・ 関係機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を維持する必要がある。
- ・ 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムをLアラートと連動させた運用により、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの操作方法等の習熟を図

る必要がある。

- ・災害時の行政間の通信回線を確保するため、道と町とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新と停電時を想定した対策が必要である。
- ・災害関連情報を確実に収集し、各行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- ・国のガイドラインの改定に伴う、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を見直すとともに、避難勧告等の発令基準を改定する必要がある。
- ・災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、町内会や自治会、自主防災組織など地域住民と相互に連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- ・住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線のデジタル化や、防災等に資する公衆無線LANの整備を促進するとともに、北海道防災情報システムとアラートの連携強化、職員の操作力の向上などを図る必要がある。
- ・避難勧告等の住民への情報伝達に関し、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- ・デマや根拠の無い情報により住民に不安等を与えないよう、道警や関係機関、報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- ・災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、関係機関と連携した受入体制の整備が必要である。
- ・災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、災害時に地域住民等が名簿を活用して避難が進むよう体制の整備が必要である。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- ・防災教育の推進に向けて、災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- ・学校教育においては、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めるため、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある

### 【指標（現状値）】

・災害通信連絡訓練の実施	1回 (R2)
・防災行政無線のデジタル化	未実施 (R2)
・避難行動要支援者名簿の作成	未作成 (R2)
・自主防災組織の設立（世帯数）	21.6% (R2)
・防災講演の実施	3回 (R2)

## 2. 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

### 【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- ・ 物資供給をはじめ医療、救助・救援など、災害時の応急対策に必要な各分野において、民間企業・団体等との間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するため、支援物資の経費負担や調達方法を事前に確認するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行う。
- ・ 災害時に円滑な物資供給を行うため、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。
- ・ 社会福祉協議会等の関係機関と連携したボランティア等の受入体制を整備することで、災害時における円滑なボランティア支援を行う必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- ・ 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- ・ 非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の充実を図っていく必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・ 防災協定の締結件数 33件 (R2)

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- ・ 防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・ 防災訓練の参加者数 70名 (R2)

## 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

### 【評価結果】

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- ・ 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。また、車中など避難所以外の避難者への対応を検討する必要がある。

(被災時の医療支援体制の強化)

- ・ 災害時における医療機能を維持できるよう、町内または隣接地域の医療機関相互の連携、機能分担、整備充実などを進め、地域医療体制を強化する必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- ・災害時における福祉機能を維持できるよう、地域における介護予防に関するボランティア人材や活動組織を育成・支援する必要がある。

(防疫対策)

- ・災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒や衛生害虫等の駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難所における汚水対策を推進する必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・感染症対策物品の備蓄数 マスク4,000枚、消毒液103L、仕切テント140張 (R2)

### 3. 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

**【評価結果】**

(災害対策本部機能等の強化)

- ・訓練などを通じ、職員の参集や応援職員の受入体制、各班相互の連携、報道対応などを含めて本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成に取り組むとともに、職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- ・災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料を確保しておく必要がある。また、停電時には、被災者に対し庁舎等を開放し、電源の提供に努める必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- ・業務継続計画について、業務全体を対象にした計画の整備を促進するとともに、必要に応じて修正を行うなど、業務継続体制を強化する必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- ・他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど受援体制を構築するとともに、他の自治体への応援体制の整備に向け職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備などについて検討しておく必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・職員への研修会の開催 未実施 (R2)
- ・業務継続計画の作成 未作成 (R2)

### 4. ライフラインの確保

#### 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

**【評価結果】**

(石油燃料供給の確保)

- ・災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油団体との間で協定や覚書を締結しているが、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。
- ・停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した住民拠点サービスステーションの周知・訓練を実施する必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・住民拠点サービスステーションとの共同での燃料給油訓練の実施 未実施（R2）

## 4-2 食料の安定供給の停滞

**【評価結果】**

（食料生産基盤の整備）

- ・大災害に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- ・農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

（食料品の販路拡大）

- ・大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大など、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する必要がある。

（産地備蓄の推進）

- ・大災害に備え、農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・認定農業者数 185人（R1）

## 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

**【評価結果】**

（水道施設等の防災対策）

- ・水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図るとともに、災害対応を担う人材の育成を行う必要がある。

（下水道施設等の防災対策）

- ・下水道事業継続計画（BCP）について、国の下水道BCP策定マニュアルの改訂に伴う見直しを進める必要がある。また、施設の老朽化および防災対策（地震対策・浸水対策等）が課題となっており、老朽化した設備の更新のほか、下水処理場・ポンプ場等の機能低下を未然に防止するため、計画的な設備等の更新計画を行う必要がある。

<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。</li> </ul>	
<p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時給水訓練の実施</li> <li>下水道事業継続計画の改訂</li> </ul>	<p>隔年実施（R2） 随時改訂（R2）</p>

<p>4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止</p>		
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>（交通ネットワークの整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大災害時に、避難や物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。</li> </ul> <p>（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、引き続き計画的な整備を行う必要がある。</li> <li>橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、整備を推進するとともに、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。</li> </ul>		
<p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町道改良率</li> <li>橋梁健全度（ランクⅡ以上）</li> </ul>		<p>74.4%（R2） 91.7%（R2）</p>

## 5. 経済活動の機能維持

<p>5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞</p>		
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>（企業の事業継続体制の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害が頻発・激甚化するなか、災害発生後も中小企業の事業を継続できる体制を整備するため、事業継続計画の策定をこれまで以上に促進する必要がある。</li> </ul> <p>（被災企業等への金融支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても推進する必要がある。</li> </ul>		
<p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業継続計画策定企業数</li> </ul>		<p>0件（R2）</p>

## 5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

### 【評価結果】

(陸路における流通拠点の機能強化)

- ・災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の耐震化等を図る必要がある。

### 【指標（現状値）】

## 6. 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

#### 【評価結果】

(森林の整備・保全)

- ・大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- |            |               |
|------------|---------------|
| ・町有林間伐実施面積 | 15.87ha (H26) |
| ・遊休農地面積    | 0.89% (R1)    |

## 7. 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- ・早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、廃棄物等処理計画の作成を推進するとともに、大規模災害時に備え、町内外における相互協力支援体制を構築する必要がある。

<p>(地籍調査の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査の推進を図る必要がある。</li> </ul> <p>(仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、関係機関と連携しながら、研修等を通じ職員的能力向上を図るとともに、業務が過重とならないよう事前に受援体制の検討を行う必要がある。</li> </ul>	
<p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画の作成</li> </ul>	
	未作成（R2）

<p>7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊</p>	
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(災害対応に不可欠な建設業との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・七飯町建設協会と災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。</li> <li>・災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした建設業の担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>(行政職員の活用促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び他市町村の行政職員の応援・受援体制を強化する必要がある。</li> </ul> <p>(地域コミュニティ機能の維持・活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある</li> </ul>	
<p><b>【指標（現状値）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の定期パトロールの実施</li> </ul>	
	不定期実施（R2）



## 第3章 七飯町強靱化のための施策プログラム

### 1 施策プログラム策定の考え方

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、七飯町における強靱化施策の取組方針を示す「七飯町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、七飯町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

なお、施策の推進にあたっては、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮する必要があることから、七飯町の総合計画に掲げる基本目標の実現を図るとともに、七飯町の強靱化を国・北海道の強靱化へとつなげるため、総合計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、実施することとする。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、総合計画等による数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新たな設定を行う。

## 【七飯町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、特に関わりのある「最悪の事態」ごとに掲載する。

### 1. 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### (住宅・建築物等の耐震化)

○七飯町耐震改修促進計画に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関と連携し、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進するほか、住宅及び耐震診断が義務付けられている民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。

○多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。

##### (建築物等の老朽化対策)

○町営住宅については、「七飯町公営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化が進む住宅の長寿命化を図ることで、公営住宅の安定供給や居住性を向上させるため、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。

○民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用などを通じ、既存建築物の不燃化や空き家の有効活用等の促進を図る。

##### (避難場所等の指定・整備)

○災害対策基本法に基づいて指定される指定避難所及び指定緊急避難場所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、適時の見直しを行うとともに、避難所運営マニュアルを作成する。

○高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し、福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。

○公共施設等の多くは、災害時における指定避難所・指定緊急避難場所として活用されていることから、災害時の拠点施設としての機能を確保するためにも耐震化は重要であるため、今後も引き続き七飯町公共施設等総合管理計画に基づく耐震対策に取り組む。

##### (緊急輸送道路等の整備)

○救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路等について、計画的な整備を推進する。

##### (防火対策・火災予防)

○南渡島消防事務組合と協力し、消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防災対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。

##### 《指標》

- ・住宅の耐震化率 73.5% (H22) ⇒ 95% (R7)

・ 多数利用建築物の耐震化率	75.9% (H22)	⇒	95% (R7)
・ 公営住宅長寿命化改修率	46.88% (R1)	⇒	100% (R7)
・ 避難所マニュアルの作成	未作成 (R2)	⇒	作成 (R3)
・ 町道改良率	73.8% (R1)	⇒	75% (R7)

### 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

○森町及び鹿部町とで設置する北海道駒ヶ岳火山防災協議会が作成する北海道駒ヶ岳火山防災計画に基づき防災体制を整備する。

(砂防設備等の整備)

○火山砂防事業及び治山事業の促進に向けた要望活動を通じた整備等に努める。

(土砂災害警戒区域の指定)

○北海道の実施する基礎調査結果に基づき、適時ハザードマップを更新し、広報やホームページ等で周知する。

《指標》

・ 駒ヶ岳火山防災ハンドブックの更新	H21更新	⇒	更新 (R3)
・ 防災ハザードマップの更新	H25作成	⇒	更新 (R3)

### 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成)

○北海道から提供される浸水想定区域図に基づき、適時に洪水ハザードマップを改定するとともに、水害対応タイムラインを作成することで、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。

(河川改修等の治水対策)

○河川、排水路の適切な整備により、雨水排水能力の向上と浸水の防止を図るとともに、老朽化護岸を更新し、安全性の確保に努める。

また、二級河川改修と砂防事業の早期整備に向けた要望活動に努める。

《指標》

・ 防災ハザードマップの更新	H25作成	⇒	更新 (R3)
・ 水害対応タイムラインの作成	未作成 (R2)	⇒	作成 (R3)
・ 定期パトロールの実施	不定期実施 (R2)	⇒	定期実施 (R3)

### 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

○暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時から意識啓発を推進する。

(除雪体制の確保)

○適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共

有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。

○将来的にも安定的な除雪体制の確保を図られるよう、除雪機械の計画的な更新を図る。

《指標》

・除雪延長 269.6km (R2) ⇒ 280km (R7)

#### 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

○町が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進する。

《指標》

・冬季防寒対策資材の備蓄数

毛布 744枚、発電機 13台、ストーブ 26台 (R2) ⇒ 必要に応じ増量

#### 1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

○災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図る。

○災害時における行政機関の通信回線を確保するため、町と道を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新を行うなど、通信手段の多重化を推進する。

(住民等への情報伝達体制の強化)

○災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、必要に応じ国や道の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行うとともに、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を行う。

○住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の更新をするとともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の整備、北海道情報防災システムとアラートの職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。

○国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

○外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、SNS等を利用した情報発信を行うなど、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。

○要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画の策定など、所要の対策を推進する。

(地域防災活動、防災教育の推進)

○地域防災マスター制度の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の結成促進など、地域防災力強化に向けた取組を推進する。

○教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な訓練の実施、体験型防災教育など、学校における防災を推進する。

《指標》

・ 災害通信連絡訓練の実施	1回 (R2)	⇒	1回以上 (R7)
・ 防災行政無線のデジタル化	未実施 (R2)	⇒	実施 (R3)
・ 避難行動要支援者名簿の作成	未作成 (R2)	⇒	作成 (R3)
・ 自主防災組織の設立 (世帯数)	21.6% (R2)	⇒	30% (R7)
・ 防災講演の実施	3回 (R2)	⇒	4回 (R7)

## 2. 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

○物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、民間企業等との間で締結している防災協定について、その実効性を確保するとともに、対象業務拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。

○地理的に離れた市町村間における相互応援協定の締結など、災害時の連携も含め、地域間交流を深めるための取組を促進する。

○災害時に円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定に基づいた提供など事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に協力する。

○NPOやボランティアの受入体制の整備を促進する。

(非常用物資の備蓄促進)

○民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。

○家庭や企業等における備蓄についての啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を推進する。

《指標》

・ 防災協定の締結件数	33件 (R2)	⇒	33件以上 (R7)
-------------	----------	---	------------

### 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

○各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊などをはじめとする関係機関との相互の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。

《指標》

・ 防災訓練の参加者数	70名 (R2)	⇒	100名 (R7)
-------------	----------	---	-----------

### 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

○食物アレルギーへの対応など避難所の健康面に配慮した食事の提供、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。

(被災時の医療支援体制の強化)

○町内や隣接地域の医療機関相互の連携、機能分担、整備充実などを進め、地域医療体制の強化に努める。

(災害時における福祉的支援)

○地域における介護予防に関するボランティアの人材を育成するための研修や、自主的な介護予防に関する活動組織の育成・支援を推進する。

(防疫対策)

○災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

《指標》

・感染症対策物品の備蓄数

マスク4,000枚、消毒液103L、仕切テント140張(R2) ⇒ 現状以上を維持

### 3. 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

○災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直し、職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。

○災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な行政施設への非常用電源設備の整備を促進する。また、停電時には外国人観光客を含む被災者に対し、庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。

(行政の業務継続体制の整備)

○業務全体を対象にした町の業務継続計画の整備を促進し、災害時における行政業務の継続体制を確保する。

(広域応援・受援体制の整備)

○他自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。

《指標》

・職員への研修会の開催

未実施(R2) ⇒ 1回(R7)

・業務継続計画の作成

未作成(R2) ⇒ 作成(R7)

### 4. ライフラインの確保

#### 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

##### (石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者との間で締結されている防災協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。
- 停電時においても円滑な燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した住民拠点サービスステーションの周知を行うとともに、事業者も含めた訓練を実施する。

##### 《指標》

- ・住民拠点サービスステーションとの共同での燃料給油訓練の実施  
未実施 (R2) ⇒ 1回 (R7)

#### 4-2 食料の安定供給の停滞

##### (食料生産基盤の整備)

- 町内の農水産業がいかなる事態においても安定した食糧供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 町内の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、主要農作物等の種子の安定供給など持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。

##### (食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

##### (産地備蓄の推進)

- 農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を促進する。

##### 《指標》

- ・認定農業者数  
185人 (R1) ⇒ 205人 (R7)

#### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

##### (水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、配水管、貯留施設、浄水施設など水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

##### (下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた下水道事業継続計画 (BCP) については、国の下水道BCP策定マニュアルの改訂に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設等の防災対策 (地震対

策・浸水対策等)及び七飯町下水道ストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。

○単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

《指標》

- ・ 緊急時給水訓練の実施 隔年実施 (R2) ⇒ 毎年実施 (R7)
- ・ 下水道事業継続計画 (BCP) の改訂 作成 (H28) ⇒ 随時改定

#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備)

○災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。なお、主な事業として、平成27年度から令和3年度にかけて飯田町8号線(全体事業費:221百万円)、令和2年度から令和7年度にかけて峠下2号線の整備(全体事業費:300百万円)、令和5年度から令和7年度にかけて峠下4号線(全体事業費:210百万円)をそれぞれ見込む。

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

○道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。

○橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。

《指標》

- ・ 町道改良率 74.4% (R1) ⇒ 75% (R7)
- ・ 橋梁健全度 (ランクⅡ以上) 91.7% (R2) ⇒ 95% (R7)

### 5. 経済活動の機能維持

#### 5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業の事業継続体制の強化)

○大災害時における経済活動の継続を確保するため、中小企業に対する専門家の派遣や産業支援機関等との連携による支援などにより、中小企業等における事業継続計画の策定を促進する。

(被災企業等への金融支援)

○災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。



《指標》

・ 事業継続計画策定企業数 0件 (R2) ⇒ 25件 (R7)

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(陸路における流通拠点の機能強化)

○陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であることから、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。

《指標》

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全)

○大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指標》

・ 町有林間伐実施面積 86.52ha (R1) ⇒ 97.14ha (R7)  
・ 遊休農地面積 0.89% (R1) ⇒ 0.72% (R7)

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

○早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の作成を進めるとともに、大規模自然災害時に備え、町内外における相互協力支援体制の構築に努める。

(地籍調査の実施)

○発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。

(仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

○仮設住宅用地等の用に供するものの所有者不明土地に関して、国の動向を踏まえながら、円滑な収用手续等を検討する。また、住居の被害認定調査などの業務に関し、効果的な実施方法を検討する。

《指標》

・ 災害廃棄物処理計画の作成 未作成 (R2) ⇒ 作成 (R5)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊



## 第4章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（2020年～2025年）とする。

また、本計画は、七飯町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

### 2 計画の推進方法

#### 2-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進にあたっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、七飯町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

- 七飯町強靱化地域計画の沿革 -

令和 2 年（2020年）12月22日      七飯町強靱化地域計画の策定

令和 4 年（2022年）5月2日      七飯町強靱化地域計画の改定